

## 9 県 た ば こ 税 に 関 す る 調

月 別	課 税 標 準	調 定 額	備 考
	売渡し又は消費等本数		
	千本	千円	
令和4年度	1,518,501	1,624,719	税率はたばこの本数1,000本につき1,000円。  ※平成28年4月1日から、旧3級品の紙巻きたばこの税率が段階的に引き上げられ、製造たばこの税率が令和元年10月1日から統一されました。 (R3.10.1から1,070円)
令和5年度	1,514,597	1,620,619	
対前年度比	99.7	99.7	
令和5年4月(3)	132,375	141,642	
5月(4)	122,969	131,577	
6月(5)	130,386	139,513	
7月(6)	129,816	138,903	
8月(7)	127,970	136,928	
9月(8)	133,069	142,384	
10月(9)	126,556	135,415	
11月(10)	126,449	135,300	
12月(11)	121,783	130,308	
令和6年1月(12)	131,681	140,898	
2月(1)	116,414	124,563	
3月(2)	115,129	123,188	

(注) 1 ( )は実績月を示す。

2 調定は、長崎振興局が行ったものである。